

「被扶養者」とは？

被扶養者となるには要件を満たしていることが必要です。
 資格確認のための調査を行いますので、ご協力ください

IBM健保組合では、被扶養者となっているご家族を対象に、現在も被扶養者としての要件を満たしているかどうかを確認するための調査を毎年行っています。今年度は特例退職被保険者の方を対象に行いますので、ご協力をお願いします。



資格確認調査にご協力ください

ご注意

住民票等のご提出いただく証明書類は、マイナンバー（個人番号）の記載がないものをご用意ください。また、マイナンバーが記載された住民票や各種証明書の交付を受け、その書類を提出される場合には、マイナンバーの部分をマジックで塗りつぶすなど、マスキングをしてご提出くださるようお願いいたします。

被扶養者の範囲

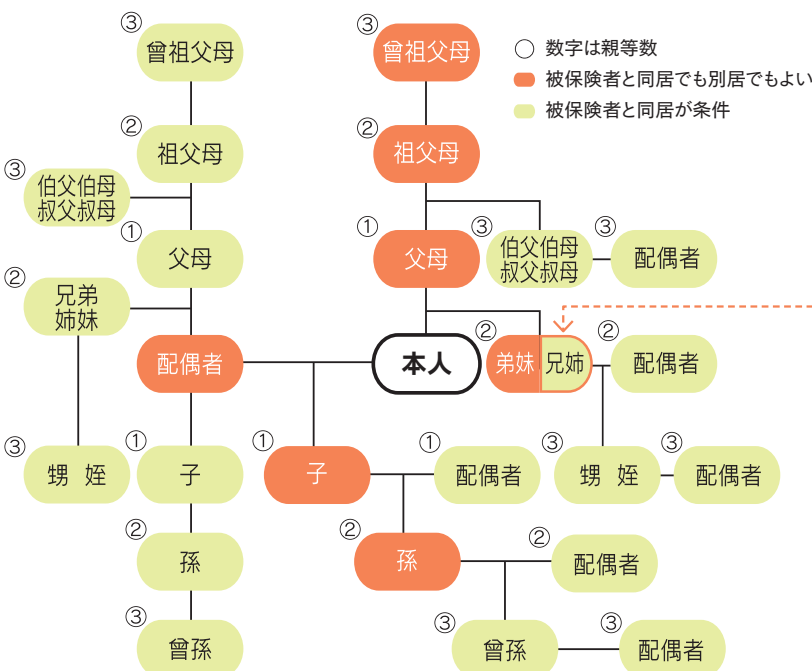
被保険者と同居（同一世帯）でなくてもよい人と、同居が条件となる人に分けられます。

同居が条件となる人

- ・ 右記以外の三親等内の親族
- ・ 内縁の配偶者の父母および子
- ・ 内縁の配偶者死亡後の父母および子

同居でなくてもよい人

- ・ 配偶者（内縁でもよい）
- ・ 子、孫、弟、妹
 ※10月からは、兄、姉も含まれます。
- ・ 直系尊属（父母、祖父母など）



健康保険制度は、主に被保険者からの保険料を財源として運営されますが、この財源には限りがあるため、適正かつ有効に使われなければなりません。そのため、誰でも容易に被扶養者となつて医療給付を受けたり、保健事業を利用するというわけにはいきません。また、被扶養者の人数は高齢者医療制度への支援金・納付金の額にも影響するので、被扶養者となるには、その範囲や収入基準など厳しい要件が法律で定められており、被保険者との

保険給付の適正化のため、認定は厳格に行われます

の生計維持関係が認められることが必要です。そして一度認定されても、その状況が変わることもあるため、資格確認のための調査を毎年行っているわけです。

2016年10月1日から、「兄姉」の認定における同居の条件がなくなります。



被扶養者の収入基準

次のすべての条件を満たすことが必要です。

- 認定後の年間収入（税控除前の総収入額）が130万円未満（60歳以上または障害者は180万円未満）であること。

★ 所得税法上では年収103万円以下が所得税0となり扶養親族として扱われますが、収入の範囲が異なりますのでご注意ください。また税法上の年収の対象期間は1月～12月ですが、健康保険の被扶養者認定では認定を受ける日から1年間となります。

● 被保険者の年間収入の1/2未満であること。別居の場合は被保険者からの援助（仕送り）額の方が上回る場合に限られます。

◎ 収入の範囲

原則として所得税法上の課税・非課税は問いません。

- 各種年金についてもすべて対象となります（障害年金、遺族年金も含まれます）。
- 健康保険の傷病手当金、出産手当金、雇用保険の失業給付金等も対象となります。

★ 以上の基準をすべて満たせば必ず被扶養者と認定されるわけではありません。被保険者との生計維持関係（経済的扶養の事実）があることが必須の条件となります。

★ ご家族の就職や結婚、死亡、収入増、また75歳になったとき*など、被扶養者の要件を満たさなくなった場合には、5日以内に「被扶養者（異動）届」を提出してください。

* 後期高齢者医療制度に加入することになります。

< 提出先 >

IBMグループ社員 → 各勤務先 社会保険担当

任意継続・特例退職被保険者 → IBM健保組合

詳しくはHPへ

HOME >> 各種申請・申込 >> 家族の加入について >> 家族が加入からはずれるとき >> 健康保険被扶養者（異動）届



あなたの被扶養者は
対象となって
いませんか？

パート・アルバイト等の 社会保険への加入対象が広がります 10月から

パートやアルバイトなど短時間で働く方の健康保険・厚生年金保険への加入については、所定労働時間および所定労働日数が正社員等の概ね3/4以上の場合（一般的に週30時間以上働く方）とされてきましたが、2016年10月1日からは、この基準を満たさない場合であっても加入することになります。その対象となるのは従業員（厚生年金保険の被保険者）が常時501人以

上の事業所に勤めている方で、次のすべての要件を満たす場合、新たに健康保険および厚生年金保険の被保険者となります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 雇用期間が継続して1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が88,000円以上であること
- ④ 学生でないこと

※ 2016年9月末までにすでに被保険者となっている方については、上記の要件を満たしていない場合でも、10月以降も同じ事業所に勤めている間は引き続き被保険者となります。

このため、被扶養者の方で上記要件を満たして新たに被保険者となった場合には、IBM健保組合の被扶養者から外す手続き（「被扶養者（異動）届」の提出）が必要となりますので、ご注意ください。



★任意継続・特例退職被保険者のみなさまへ★

マイナンバーの収集にご協力ください

2016年1月からスタートした個人番号制度（マイナンバー制度）に基づき、健保組合は、2017年1月から各種手続きにみなさまのマイナンバーを使用することになります。そのため、本年中にマイナンバーを収集する必要があります。

詳細については個別にご案内いたしますが、今秋、みなさまのご自宅へ番号記入用紙を送付いたしますので、被扶養者であるご家族の分もご記入いただき、提出くださるようご協力をお願いいたします。